

## 平成29年度 公益財団法人佐賀県体育協会 事業計画

### 【事業の目的】

本協会は、本県におけるスポーツの統一組織として、その社会的役割の重大さを認識し、スポーツの意義と県内外におけるスポーツの動向を踏まえ「県民スポーツの振興」及び「競技力の向上」につとめるとともに、加盟団体をはじめ関係機関・団体との連携・強化を図り、次の事業を積極的、効果的に推進する。

### 【事業の概要】

選手及び指導者の育成を図るとともに国民体育大会などへ選手を派遣し、競技力の向上を目的とした事業及びスポーツに参加する機会を提供する。また、国民体育大会に関し、その開催の意義や期待される効果等を周知・普及促進するとともに、本県で開催される場合には開催支援を行うことで、本県スポーツの振興を図り健康で生きがいのある県民生活へ寄与することを目的とした事業である。

### 【公益目的事業】

#### 〔事業の構成〕

本事業は、5つの事業で構成される。

#### 1. 選手強化に関する事業

- (1) 競技スポーツ対策事業
- (2) スポーツ指導者養成等事業
- (3) 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給
- (4) 優秀選手表彰

#### 2. 国民体育大会の開催協力に関する事業

- (1) 国民体育大会への派遣
- (2) 国民体育大会九州ブロック大会の共催
- (3) 佐賀国体開催支援及び普及促進
- (4) 国体出場選手に対する学習会等の開催
- (5) 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣

#### 3. 選手強化のための環境整備に関する事業

- (1) 未普及競技支援
- (2) スポーツ奨学金給付事業

#### 4. スポーツに関する普及啓発・人材養成事業

- (1) スポーツ指導者等の養成・育成を目的とした研修の実施
- (2) スポーツの指導者の養成・育成を目的とした研修会参加の助成
- (3) 地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援
- (4) 広報活動・表彰事業

#### 5. スポーツ大会等の開催補助事業

- (1) スポーツ少年団活動支援
- (2) スポーツ国際交流活動
- (3) 県民スポーツ振興活動

### 事業計画

#### 1. 選手強化に関する事業

佐賀県内の競技団体や選手、中学校・高等学校の運動部活動を支援し、全国大会などで県勢が活躍すれば、

一般県民や当該各競技団体に係る不特定の者がスポーツに対し機運を高めることを目的としている。

### (1) 競技スポーツ対策事業

#### 1) ポテンシャルアスリート事業

国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（以下全日本選手権等）で、入賞者を輩出するために実施される強化事業費（合宿・強化練習、指導者招聘、遠征等）を補助する。

#### 2) ジュニアアスリート育成事業

中学校体育連盟の各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成にかかる費用を支援する。

#### 3) コーチ研修会支援事業

希望する競技団体のスポーツ指導者が、同じ種目の障害者スポーツへ関心を高めながら障害者の選手も指導できるようにするための研修会や開催事業へ補助する。

#### 4) スタッフ育成支援事業

ドクター、トレーナー、薬剤師や栄養士の方が、JOC等が実施する専門の研修会や直接個別研修に参加する費用や研修会の開催を補助する。

#### 5) 競技用具購入・運搬等費助成事業

競技成績の向上が見込める競技団体のうち、高額な経費を要する加盟競技団体の競技用具購入費を補助したり、器具運搬の経費が高額な加盟競技団体に補助をする。

また、選手強化に係る配布資料の作成や送付等に係る経費について補助をする。

### (2) スポーツ指導者養成等事業

#### 1) トップアドバイザー招聘事業

競技団体が国内外の優れた指導者を招聘し、直接アドバイスを受ける研修会の経費を補助する。

#### 2) スポーツコーチ育成事業

競技団体が県内の指導者を国内外のすぐれた指導者のもとへ派遣して、指導方法や技術等を学び、最新の情報を収集するための研修経費を補助する。また、競技団体の指導者をJOCや中央競技団体等が実施する講習会や研修会等に参加する経費を補助する。

### (3) 海外大会に参加する選手・指導者への奨励金支給

県内競技団体に所属する選手及び指導者等が、海外で開催される公式競技会等に日本代表として参加する場合に奨励金を支給する。

### (4) 優秀選手表彰

国民体育大会の正式競技において8位までに入賞した選手及びチーム、指導者の表彰を行う。

## 2. 国民体育大会の開催協力に関する事業

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図る大会であり、佐賀県の選手等の派遣や九州ブロック大会の開催、佐賀国体の開催支援等を行うことにより、佐賀県内の競技力の向上とスポーツ振興に寄与することを目的としている。

### (1) 国民体育大会への派遣

公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」）及び各都道府県体育協会と連携し、国民体育大会や国体九州ブロック大会の各競技大会へ選手、役員等を派遣する。

なお、派遣に当たっては、佐賀県選手団のユニフォーム購入補助や国体選手候補者に国民体育大会候補選手証を発行し施設利用料を免除し、体育施設の年間利用計画を調整することにより、競技団体及び選手の練習効果を高めるとともに、強化練習会場での競技団体及び選手の激励や国体結団式及び入賞者表彰式を行い、国体参加の意識の高揚を行う。

### (2) 国民体育大会九州ブロック大会の共催

公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」）、佐賀県及び各都道府県体育協会と連携し、「国

民体育大会開催基準要項」に基づき作成された各競技の実施要項により、佐賀県体育協会は九州ブロック大会を共催する。

### (3) 佐賀国体開催支援及び普及促進

佐賀国体での天皇杯獲得に向けて、国体開催の意義や期待される効果等を県内スポーツ関係者、県民等に周知・普及促進し、また、佐賀国体の支援組織を広く県下各地に設立するため、各市町、各市町体育協会、競技団体等に働きかけを行う。

### (4) 国体出場選手に対する学習会等の開催

ドーピングという「競技能力を高めるために、禁止薬物や禁止方法を使用したり、それらを隠ぺいする行為」がトップ選手だけでなく、青少年の心身にも深く関わるので、適切な判断や対応ができる力を付けるために、特に国体へ参加する選手に対してアンチ・ドーピングに関する学習会を年2回、国体結団式（秋季、冬季）時に実施する。

### (5) 国体へのスポーツドクター、トレーナーの派遣

スポーツドクター等は、選手の応急処置を行う役割を担っており、国体参加選手及び本部役員編成基準によりスポーツドクター等の帯同を義務づけられている。

このため、当協会のスポーツドクター部会規程により推薦されたスポーツドクター、トレーナーが国体に参加する佐賀県選手団に帯同する。

なお、ドクター部会、トレーナー部会を当協会内に設け、スポーツドクター等の自己研修の場として提供し、帯同するスポーツドクターの知識の向上につなげている。

## 3. 選手強化のための環境整備に関する事業

競技人口の少ない競技団体への支援や国民体育大会における少年の部の競技力向上をはかるため、優秀選手の中で本県で活躍が期待される選手を指定し、奨学金を支給して経済的負担の軽減並びに選手強化の環境を整備し、競技力の向上とスポーツの振興に寄与することを目的としている。

### (1) 未普及競技支援

#### 1) 未普及競技の育成及び組織整備支援事業

佐賀県内において競技人口が少ない競技の競技団体（未普及競技団体）は、会員数が少なく、又、予算規模も小さい為、対外試合や上位団体への選手登録費がままならない状況のため、助成の応募を行い、助成対象団体、助成額ともに競技力向上委員会で決定して、運営費に対する助成を行う。

#### 2) チャレンジ・スポーツ教室開催支援事業

競技団体に助成の応募を行い、競技力向上委員会で競技人口の少ない競技種目の団体、助成額を決定して、競技人口の拡大や県全体の競技の底上げにつなげるスポーツ教室にかかる経費を補助する。

### (2) スポーツ奨学金給付事業

国民体育大会等における少年の部の競技力向上をはかるため、優秀選手の中で本県において活躍が期待される選手を指定し、奨学金を支給する。

## 4. スポーツに関する普及啓発・人材養成事業

スポーツに関する普及啓発・広報活動・人材養成事業を広め、また、スポーツ指導者等に対する研修会・助成・表彰等を実施することにより県民のスポーツ振興及び競技力の向上を図る。

### (1) スポーツ指導者等の養成・育成を目的とした研修の実施

#### 1) 公認スポーツ指導者養成講習会の実施

公認スポーツ指導者の資格を取得するための「公認スポーツ指導者養成講習会」を日本体育協会の託で開催する。

#### 2) 公認スポーツ指導者研修会の実施

公認スポーツ指導者の資格を取得した者は4年に一度、資格更新のために研修会受講をしなければならない。その指導者に対して知識の維持・向上のための研修会を開催する。なお、日本体育協会と当協会の共催事業である。

### 3) スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成講習会の実施

日体協公認スポーツ指導者スポーツリーダー及びスポーツ少年団認定員の資格を取得するためのスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を日本体育協会の委託で開催する。

### 4) スポーツ少年団母集団研修会の実施

スポーツ少年団を取り巻く保護者及び指導者に対する研修会を毎年2回開催する。

### 5) スポーツ少年団ジュニアリーダー養成研修会の実施

少年スポーツの普及発展を目指し、スポーツ少年団ジュニアリーダー養成研修会を開催し、将来のスポーツ少年団指導者の養成を行う。

## (2) スポーツの指導者等の養成・育成を目的とした研修会参加の助成

### 1) スポーツ少年団認定育成員研修会への参加経費等の助成

認定から4箇年経過したスポーツ少年団認定育成員に対し、全国団体が開催する更新研修会に参加する認定育成者の参加費を助成する。

### 2) スポーツ少年団指導者の研修会・研究大会等への参加経費等の助成

少年スポーツ指導者の資質向上と望ましい指導体制の確立を目的として全国団体が開催する研修会・研究大会等に参加するスポーツ少年団指導者の参加費を助成する。

### 3) 中心的指導者に対する研修会等への参加経費の助成

指導力向上を目的として大学等が開催する研修会やスポーツコーチアカデミーに参加する各種競技の若手の中心的指導者(注6)の参加費を助成する。

## (3) 地域のスポーツの活性化のための総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブとは、スポーツを取り巻く現状及び地域における社会問題を解決するために従来の競技別の団体ではなく、地域毎の総合的なスポーツ組織である。

地域にスポーツ文化を根付かせるため、県内各地域に総合型地域スポーツクラブ設立に向けて、例えば以下のような支援活動を行う。

- 1) 総合型地域スポーツクラブが自主的自発な活動ができるように、組織作りのための規約作り、運動助成金の申請助言、スポーツ指導者の情報提供等を行う。
- 2) 創設・設立した総合型地域スポーツクラブに対し、組織強化、活動の定着化ができるようにクラブアドバイザーを地区に派遣し運営指導を行う。
- 3) 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の研修会等を行う。
- 4) 持続可能なクラブ運営を図るために、クラブネットワークの強化を行う。

## (4) 広報活動・表彰事業

### 1) 広報活動事業

広報活動については、本協会だけでなく競技団体等が企画したキャンペーン活動、スポーツ番組制作なども視野に入れて考えているので、その広報活動による事業内容を本協会の総務委員会で審査しながら、スポーツに対する県民の正しい理解と県民総スポーツの実現のためにスポーツ広報・事業展開を行う。

### 2) 表彰事業

本県体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した団体及び個人に対して表彰を行う。

## 5. スポーツ大会等の開催補助事業

県内のスポーツ少年団活動やスポーツを通じた国際交流を支援し、県内駅伝大会、アマチュアゴルフ大会、

県民体育大会・さわやかスポーツ・レクリエーション祭、郡市町体育大会を開催してスポーツの振興と競技力向上を図る。

### (1) スポーツ少年団活動支援

#### 1) スポーツ少年団（九州・全国）競技別交流大会への参加経費等の補助

#### 2) スポーツ少年団（九州・全国）大会への参加経費等の補助

#### 3) スポーツ少年団大会等の開催

- ・佐賀県スポーツ少年団大会
- ・佐賀県競技別（ミニバスケットボール）交流大会
- ・九州ブロックスポーツ少年団競技別交流大会
- ・佐賀県スポーツ少年団駅伝大会

### (2) スポーツ国際交流活動

#### 1) 日韓スポーツ交流事業

日韓スポーツ交流事業・地域交流推進事業（都道府県・市区町村交流）実施要項に基づき、両国が互いに相手国を訪問し、スポーツ活動（練習・試合・講習会・スポーツ観戦など）と文化探訪（市内見学・買い物など）を実施するものであり、派遣については日本体育協会が参加者の渡航費を負担し、同時に行う受入については、受入に関わる経費については日本体育協会が負担する。

#### 2) 日独スポーツ少年団交流事業

日独スポーツ少年団交流実施要項に基づき、日独両国のスポーツ少年団の指導者・団員がお互いに相手国を訪問し、グループに分かれて各地でホームステイをすると共に、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約18日間に渡り実施するものであり、派遣については渡航費の補助を行う。同時に行う受入については、九州1グループ（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県）の持ち回りで各年3県が実施する。

#### 3) 日韓青少年夏季スポーツ交流事業

毎年、8月16日から8月22日の日程で日韓両国の少年団がお互いに相手国を訪問し、5種目の競技を通じて、スポーツ活動（練習・試合・講習会・スポーツ観戦など）と文化探訪（市内見学・買い物など）を実施するものであり、派遣については、参加者に参加料を負担してもらいその他派遣に関わる経費については日本体育協会が負担し、同時に行う選手の受入に当たっては、7日間の受入期間中の宿泊先・交流会場等の確保・合同見学等を行っている。

### (3) 県民スポーツ振興活動

#### 1) 一般県民が参加するゴルフ選手権大会等の主催

一般県民及び本協会加盟団体がゴルフ競技を通じて、親睦や情報交換を図り併せてスポーツ振興の支援を目的とする。

#### 2) 県民体育大会等やスポーツ教室

県、市町、各種競技団体、市町体育協会等と共催するとともに、当該大会・教室等に対して補助金、負担金を支給する。

#### 3) 共催している主なスポーツ大会

- ①アマチュアゴルフ選手権大会
- ②県民体育大会
- ③県さわやかスポーツ・レクリエーション祭